

令和6年度事業計画書 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

当センターは、高知県公安委員会指定の犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体であり、電話相談・面接相談等の相談事業と、裁判への付添いなどの直接的支援事業を行うとともに、社会全体で被害者等を支え、被害者支援意識の高揚を図るため、犯罪被害者支援講演会や街頭キャンペーン、教育関係機関等への積極的な広報・啓発活動を行い、被害者等の権利利益の保護並びに被害の早期回復及び軽減に資するための事業を推進します。

また、高知県犯罪被害者等の支援に関する指針が策定され、高知県より、高知県性暴力被害者支援センター運營業務及び、高知県犯罪被害者等支援推進事業業務の業務委託を受け、経済的支援制度における面接相談等、総合的な犯罪被害者支援を関係機関と連携して取り組みます。

1 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業

一般犯罪被害者相談電話及び性暴力被害者専用相談電話を設置、独立した部屋での電話・面接相談を、犯罪被害相談員・犯罪被害者直接支援員等により実施している。これら被害者等のニーズに即した具体的な相談・支援を実施することにより被害者等の負担を軽減し、早期回復を図る。

◎ 一般犯罪被害者等への相談・支援事業

一般犯罪被害者相談電話（ナヤマナ） 088-854-7867

相談受付時間 月曜日～金曜日 10:00～16:00（12/29～1/3、土日祝祭日除く）

全国共通ナビダイヤル（ナヤミハココヨ） 0570-783-554

◎ 性暴力被害者専用相談電話（コーラルコール） 080-9833-3500

フリーダイヤル 0120-835-350 全国共通短縮番号 #8891

相談受付時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00（12/29～1/3、日祝祭日除く）

センター運営時間外の夜間休日は、コールセンター対応

性暴力被害者に対する電話・面接相談、直接的支援（病院・警察・検察庁等への付添い）及び、経済的負担を軽減するための医療費助成制度（県助成金）の活用を図る。

◎ 出張法律相談会（無料）を高知県・日本司法支援センター高知地方事務所（法テラス高知）・高知弁護士会と連携し、東部地区（安芸市）、西部地区（四万十市）で隔月（12回／年）開催する。

2 物品の供与又は貸与、各種付添活動を含む役務の提供等の方法による被害者等に対する直接的支援事業

- (1) 被害者等の精神的不安の軽減を図るために、被害者等の要望に応じて警察署・病院・検察庁・裁判所・法律相談等への付添い、生活支援等の直接的支援を行う。
- (2) 被害者等の経済的負担を軽減するため、衣類の供与又は貸与を行う。また、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの「被害者緊急支援金」の活用を図る。

3 高知県からの受託事業

(1) 「高知県性暴力被害者支援センター運営事業」

① 電話相談・面接相談業務

専用電話を設け、被害者等からの相談に対応し、必要に応じて面接による相談を受け付ける。

休日夜間コールセンターで受けた相談の内容について速やかに引継を受け、被害者等への相談に応じる。

② 直接的支援

ア 被害者等の関係機関への付添いや、生活支援等を行う。

イ 被害者等が行う申請書等の手続きについて、書類作成等を支援する。

③ 心身回復支援業務

ア 法的支援・・・弁護士相談

イ 医療費助成支援・・・医療費公費負担

ウ 心理的支援・・・臨床心理士、精神科医等のカウンセリングの実施

④ 人材育成業務

ア 被害者支援に係る専門的知識の修得及び資質向上のため、センター職員に被害者支援に関する研修や養成講座等を再受講させる。

イ 関係機関における医療従事者等への研修会の開催。

⑤ 広報・啓発業務

センターの業務内容の周知を図るため、ポスター、リーフレット等による広報、啓発活動を新聞、ラジオ、街頭等機会を捉えて行う。

(2) 「高知県犯罪被害者等支援推進事業」

① 県制度支援業務

ア 犯罪被害者等から支援の相談があった場合、県制度の概要について説明を行う。

イ 県制度の活用を希望する犯罪被害者等に対して、面接を行い交付要件等の説明、申請の意思確認をおこなう。申請書の作成について個人情報の共有についての同意書等説明し、申請書の作成を支援する。

ウ 申請内容に不備がなければ、関係機関による調整会議の開催に向けての準備を行う。

② 調整会議運営業務

犯罪被害者等の支援に関する協議を行うため、調整会議を開催するための事前準備、日程調整等を行う。

③ 法的支援業務

高知県と高知弁護士会による犯罪被害者等のための法律相談に関する協定に基づく法律相談助成について、申請の受付及び弁護士の調整並びに相談終了後の支払事務等を行う。

④ 広報・啓発業務

ア 県制度のリーフレット、チラシ等の説明資料を関係団体、相談者等に配布する。
ホームページ、イベント等において広報・啓発を行う。

イ 犯罪被害者等経済的支援制度の周知を図る。

⑤ 人材育成業務

ア 市町村の総合的対応窓口配置されている職員等に対し、資料等を作成し、ブロック別出張研修等を行う。

イ 市町村から要望があった場合は、所属の職員に対し犯罪被害者等支援の支援施策、相談対応等に関する研修を行う。

4 高知県警察からの受託事業

(1) 犯罪被害者支援業務

① 電話相談及び面接相談業務

犯罪被害者等からの相談を受理し、刑事手続きや、被害回復に関する法律相談、情報提供及び助言を行い、必要に応じて関係機関等と連携し支援を行う。

② 直接的支援

犯罪被害者等の要望や必要性に応じ、警察等の捜査機関における事情聴取や病院への付き添い、裁判等への付添い支援等を行う。

(2) 広報啓発活動

犯罪被害者等が抱える問題等について理解を深め、犯罪被害者等を支える気運を高める、広報啓発用リーフレット、ティッシュペーパー等の配布活動を行う。

5 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業

被害者等の経済的負担の軽減を図るため、故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者のご遺族や重傷病を負い、又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、県警の「犯罪被害者等給付金」の支給対象事案の相談に対して必要な助言を与えるなど、申請の補助を行う。

6 精神的被害に対するカウンセリング及び医療的処置を支援する事業

(1) メンタルケアを必要とする被害者等のために、専門家（公認心理士、精神科医等）

によるカウンセリング等を随時に行い、被害の回復と軽減を図る。

- (2) 専門家によるカウンセリングの結果、医療的処置が必要と判断された場合には専門医療機関等を紹介するなど、関係機関等との連携を強化し被害者等の被害の回復に努める。

7 経済的・精神的被害回復についての法的救済措置並びに二次被害に対する対応及び軽減にかかる支援事業

- (1) 経済的・精神的被害回復のために法的救済が必要な被害者等に対しては弁護士、司法書士等による電話・面接等の方法により、被害者等への法的な支援活動を行う。

当センターが日本司法支援センター高知地方事務所（法テラス高知）の指定相談場所として指定を受け、財力（資力）が一定基準に満たない相談者の法律相談等については、日本司法支援センター（法テラス）の「日本弁護士連合会委託法律援助制度」及び「民事法律扶助制度」を利用し経済的負担の軽減を図っていく。

- (2) マスコミの報道・取材等による二次被害を訴える被害者等に対し、要望に応じた直接的支援を行い、精神的被害の軽減を図る。

8 被害者自助グループへの支援事業

- (1) 被害者自助グループの組織化を図るため、必要な情報を提供する。
- (2) 必要に応じて当センター会議室を交流の場として提供する。
- (3) 自助グループの交流会の開催について、要望に応じて広報する。
- (4) 性被害、交通事故被害等被害内容別の自助グループの育成を図る。

9 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

- (1) 犯罪被害者等早期援助団体として、万全な情報管理の下に、警察との情報交換を行い、犯罪発生直後の早い段階から被害者のニーズに添った支援を実施する。
- (2) 被害者支援に携わる国・県・県警・関係機関及び市町村と連携を密にし「高知県被害者支援連絡協力会」及び「犯罪被害者支援関係機関連絡協議会」会員として定例会・分科会に出席し関係機関・団体等との情報交換等を行い連携の強化を図る。
- (3) 高知県犯罪被害者等支援条例に基づく指針策定により、民間支援団体として県、市町村、関係機関等との連携体制を構築し、犯罪被害者等に必要な支援を途切れることなく提供できる取組みを行う。

また、県下自治体に犯罪被害者等支援条例制定の必要性に向けた取組を行う。

- (4) 県・日本司法支援センター高知地方事務所（法テラス高知）と連携し、安芸市及び四万十市での出張法律相談（無料）事業の充実を図る。

◎ 毎月第3火曜日（偶数月安芸市、奇数月四万十市にて）13:30～15:30 開催

- (5) 公益社団法人全国被害者支援ネットワークの加盟団体として、全国の被害者支援団体との連携を図る。
- (6) 関係機関・団体等から講師の派遣要請があった場合は積極的に対応し、被害者支援意識の高揚を図る。
- (7) 『性暴力被害者サポートセンターこうち』の連携型支援体制を強化するため、高知県、高知県警察、高知県産婦人科医会との更なる連携を図る。
- (8) 市町村及び関係機関との連携を図りながら地域で安全な生活ができるよう長期的な支援を目指し、関係機関と定期的に調整会議等を開催する。

10 被害者等の実態に関する調査及び研究事業

- (1) 先進的な被害者支援活動を実践している被害者支援センターとの交流を図り、当センターの活動に反映させる。また、国や他県大学等からの調査へ協力する。
- (2) 被害者支援関係刊行物での研究や事例検討会等で研修したことを、被害者の心理・現状等についての理解に生かし、被害者支援に役立たせる。

11 事業に従事する者の募集並びに養成及び研修事業

- (1) センター内 支援員養成講座と育成事業
 - ① 養成講座(基礎講座 15講座)
 - ② 性暴力被害者支援のための講座(専門講座 11講座)
 - ③ 継続研修及び弁護士等との犯罪被害者支援事案検討会
- (2) センター以外 全国被害者支援ネットワーク等が主催する各種研修会
 - ① 全国研修会、全国フォーラム
 - ② 中国・四国ブロック研修会(質の向上研修会上半期・下半期)
 - ③ 性暴力救援センター全国連絡会
 - ④ 内閣府「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」のための研修
- (3) その他の研修会
 - ① 犯罪被害者支援研修会
 - ② 弁護士会主催研修会
 - ③ 他県で実施される講演会等への参加

12 被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動事業

- (1) 県民の被害者支援意識の高揚を図るため、被害者支援の講演会等を開催する。
- (2) 中・高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」(被害者とその家族(遺族)による講演会)を開催する。(県警との共催事業)

- (3) 当センター支援員による小学校の高学年～中・高校生を対象とした「いのちの出前授業」を開催する。
- (4) 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）中に街頭キャンペーン、募金活動等、各種行事を積極的に実施する。
特に「犯罪被害者等早期援助団体」としての活動内容等の広報啓発活動を実施する。
- (5) 当センターの活動状況等をまとめた機関紙「ぬくいTOSA」を作成して会員や関係機関等に配布し、当センターの活動の周知を図る。
- (6) 当センターホームページ (<https://www.shiencenter-kochi.or.jp/>) に『被害者支援の重要性』『当センターの活動』『各種行事予定』等を随時掲載し、広報啓発を行うとともに行事等への参加を呼びかける。
- (7) 被害者支援にかかる広報啓発のポスター・チラシをタイムリーに作成配布するとともに、リーフレット等により当センター活動内容と会員募集、寄付の依頼、支援員の募集等について広報を行い当センターの活動内容等の広報・啓発に繋げる。
- (8) 被害者支援寄附金型自動販売機の設置拡大のための広報活動に努める。
- (9) テレビ・新聞等広報媒体を利用した広報活動を行う。
- (10) 関係機関が開催する各種会合等に積極的に参加し、被害者支援の重要性等について広報する。
- (11) 学校や教育委員会等の教育現場、県・市町村等の行政機関・企業等に被害者及び被害者遺族を講師として招聘又は当センター犯罪被害相談員等を派遣して、被害者の現状と心情等についての講話や人権啓発セミナー等によって被害者支援の必要性を訴えるとともに、犯罪被害のない社会を築くための啓発に努める。

13 前各号に掲げるものの他、定款第3条の目的を達成するために必要な事業

ファンレイジング活動を充実して、会員（正・賛助会員）の拡大、寄付金の依頼、被害者支援自動販売機の設置促進等によって安定した財源づくりに努める。

SNS等の効果的な活用を図り、支援活動の広報啓発に努める。

以上